

# 身体拘束等適正化のための指針

株式会社アズコーポレーション

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 施設、事業所としての理念

#### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者または入居者（以下「利用者」という）の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。株式会社アズコーポレーション（以下「当法人」という）は、利用者お一人お一人の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

#### ②身体的拘束に該当する具体的な行為

【参考】介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する

#### ③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると判断された場合、利用者本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

### (2) 当法人としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

#### ①入居者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

入居者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発す

るリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

施設長・管理者・介護リーダー等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について当法人全体で習熟に努めます。

③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

## 2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のための体制を維持・強化します。

### (1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会（委員会）を設置し、当法人で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

### (2) 委員会の構成員

施設長

管理者

看護職員

生活相談員

機能訓練指導員

介護職員

その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

### (3) 委員会の検討項目

①前回の振り返り

②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

③（身体的拘束を行っている利用者がある場合）

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④（身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合）

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤（今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合）

今後医師、ご家族との意見調整の進め方を検討します。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦今後の予定（研修・次回委員会）

⑧今回の議論のまとめ・共有

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成・説明・保管するほか、結果について、職員に周知徹底する。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

①定期的な教育・研修（年1回以上）

②新任職員・中堅職員に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
- ・非代替性（身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと）
- ・一時性（身体的拘束が一時的なものであること）

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考に同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者本人・ご家族へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所・行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間

- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定（特に解除予定を記載します）

## 5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

## 6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、当法人の事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や当法人のホームページへ掲載します。

## 附則

この指針は、令和4年11月1日から施行する。